

令和6年度  
武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業  
いきいきわくわくスポーツ教室事業  
委託プロポーザル実施要領

令和6年6月  
教育部スポーツ振興課

## 1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、令和6年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 件名

令和6年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業委託

### (2) 業務内容

令和6年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

## 3 事業費（提案上限額）

1,243千円

## 4 スケジュール（予定）

月	日	曜日	内容	備考
6	下旬		第1回審査委員会の開催	実施要領・仕様書の決定
7	3	水	案件の公示及び実施要領・仕様書・参加申込書等の配布、仕様書等に関する質問受付開始	HP公開 参加申込受付開始
	12	金	案件の公示終了 参加申込書の提出期限	HP公開終了 午後5時必着
	16	火	第一次審査（書類審査）結果通知	申込者全員に通知
			見積書・企画提案書受付開始	持参又は郵送
	19	金	企画提案書等の提出に関する質問書の提出期限	質問内容及びその回答はHPで公開する。
	23	火	企画提案書等の提出に関する質問書の回答期限	
29	月	見積書・企画提案書の受付終了	窓口へ直接提出又は郵送 午後5時必着	
8	2	金	第二次審査（プレゼンテーション審査） 第2回審査委員会の開催（候補者決定）	1者につき30分程度予定 （説明20分、質疑10分）
	5	月	第二次審査結果の通知	参加者全員に通知
8月6日（火）			契約締結請求、随意契約（特命）依頼書、仕様書及び執行伺提出	
9月11日（水）			契約締結	

## 5 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 6 参加資格

(1) 本業務の遂行に必要な実績及び能力を有し、参加申込書提出日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有していること。

イ 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 武蔵村山市契約における暴力団排除措置要綱の措置要件に該当しないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 前項の規定は、該当業務において入札参加資格を有する者が極端に少ない場合、若しくはない場合又は入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、適用しない。

(3) 前項の規定による場合は、次に掲げる事項の書類の正本（発行から3か月以内のもの）を提出させ、確認したうえで当該プロポーザル方式に参加させることができる。ただし、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおいて競争入札参加資格を有している者は、その資格を有していることを証する書面（受付票）の提出により参加させることができる。

(※受付票は、契約書等に使用する実印及び使用印を押印し、印鑑証明書を添付したものとする。)

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書

エ 商号登記をしていない個人にあつては、登記されていないことの証明書

オ 印鑑証明書（法人及び個人）

カ 財務諸表（法人及び個人）

キ 法人にあつては、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書。個人にあつては、所得税、個人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書。

(4) 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときには、その時点で参加資格を失う。

## 7 募集方法

本プロポーザルの実施についての公示を市ホームページで行い、参加申込書、仕様書等説明資料の配布を合わせて行う。

## 8 優先契約交渉権者決定方法

- (1) 優先契約交渉権者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 優先契約交渉権者は、別に定めるところにより置く令和6年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に基づき、委員長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準(後述)に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉権者とし、随意契約を締結する。ただし、契約の締結に至らない場合は、評価点の合計が次に高い提案事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考の結果は、提案事業者全てに通知する。
- (7) 提案事業者が1者のみの場合でも審査を行う。審査委員の評価点の平均点が満点の2分の1未満のときは、優先契約交渉権者を選定しない。

## 9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。  
なお、次の提出期限までに参加申込書の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

- (1) 提出書類及び部数
  - ア 参加申込書(第1号様式) 1部
  - イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票(写し) 1部
- (2) 提出期限  
**令和6年7月12日(金) 午後5時(必着)**
- (3) 提出方法  
郵送、電子メール又は主管課窓口へ直接提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、メール件名を「【事業者名】武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業委託(参加申込書)」とし、PDFファイルで提出書類を送付すること。また、電子メール送信後は、送信確認の電話連絡をすること。
- (4) 提出先  
武蔵村山市教育委員会 教育部スポーツ振興課 スポーツ振興係(住所等は9ページに記載)

## 10 第一次審査(参加資格審査)

- (1) 書類審査  
参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書(第2号様式)を令和6年7月16日(火)午後5時頃までに電子メールで通知する。  
なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。  
また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された事業者は、令和6年7月16日(火)から同年7月22日(月)までの期間においてその理由について説明を求めることができる。
- (2) 留意事項  
提出後の差替えは認めず、書類は返却しない。

## 11 企画提案書の提出

第一次審査において、参加資格審査結果通知書により参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

### (1) 提出書類

表紙を第3号様式として企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

### (2) 記載内容

企画提案書は、表1の項番順に従って、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表1】企画提案書に記載する事項について

No.	項目	記載内容
1	会社概要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項。
2	本業務の実績	本業務と類似する事業等の受託実績内容。
3	業務体制表	契約締結後における業務の実施体制（担当者の氏名、経歴及び担当する業務等）。
4	業務工程表	本業務の工程表及び委託者・受託者の役割分担の明示。
5	提案内容	導入するARスポーツの種目の選定を中心に、仕様書の業務内容に掲げる各項目についての具体的な提案。
6	その他	独自の提案等があれば、具体的に記載する。

### (3) 提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時（必着）

### (4) 提出部数

正本：1部 副本8部

### (5) 提出方法

郵送（提出期限必着）又は主管課窓口へ直接提出すること。

### (6) 提出先

武蔵村山市教育委員会 教育部スポーツ振興課スポーツ振興係（住所等は9ページに記載）

### (7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版（一部A3版の資料折込使用可）で作成すること。ページ数は50ページ以内とし、ページ番号を付すこと。

ウ 表紙には、事業者名を記載すること。

エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。

オ 提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。

カ 提出後の書類は返却しない。

## 12 見積書の提出

### (1) 提出書類

ア 仕様書の要件を全て満たすために必要となる見積書（第4号様式）

イ アに係る内訳書（任意様式）

### (2) 提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時（必着）

### (3) 提出部数

正本：1部 副本：8部

### (4) 提出方法

郵送（提出期限必着）又は主管課窓口へ直接提出すること。

### (5) 提出先

武蔵村山市教育委員会 教育部スポーツ振興課スポーツ振興係（住所等は9ページに記載）

### (6) 提出上の留意点

見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意すること。

## 13 質問受付及び回答

### (1) 受付期間

令和6年7月16日（火）午前9時から同年7月24日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 質問方法

質問事項は、質問書（第5号様式）に必要事項を記入し電子メールで提出すること。メール件名は「【事業者名】武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業委託（質問書）」とし、電子メール送信後に送信確認の電話連絡をすること。

なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しないため留意すること。

### (3) 提出先

武蔵村山市教育委員会 教育部スポーツ振興課スポーツ振興係（住所等は9ページに記載）

### (4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和6年7月26日（金）までに電子メールにより提案事業者全てに通知するとともに、市ホームページで公開する。

## 14 第二次審査（プレゼンテーション）

### (1) 概要

ア 審査委員会を開催し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、5名とする。

### (2) 開催日（予定）

令和6年8月2日（金）とし、詳細については第一次審査を通過した提案事業者に対し、電子メールにより別途通知する。

### (3) 場所

武蔵村山市総合体育館内会議室

### (4) 審査基準

- ア 「15 審査基準 表2」の各評価項目に対し、各委員が評価採点を行う。
- イ 全委員の採点を合計して平均点（平均点に端数が生じた場合は端数を切り捨てるものとする。）を算出し、これに「15 審査基準 表3」の点数を加えたものを評価点とする。評価採点が最も高い事業者を優先契約交渉権者として決定する。
- ウ 上記項目により、業務評価の委員1人当たりの最高点は85点、これに価格評価点の最高点15点を足し、最高評価点は100点とする。
- エ 第一次審査の通過者が1者の場合は、第二次審査における業務評価の採点の平均点に価格評価の採点を合計した点数が50点未満である場合を除き、優先契約交渉権者とする。

#### (5) 審査方法

- ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。
- イ プレゼンテーションへの参加人数は3人以内とし、実際に業務を委託した際に主として担当する者を出席させること。
- ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- エ 実施時間は、1事業者につき30分以内（原則として、プレゼンテーションで20分以内及び質疑応答10分以内）とする。
- オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。また、パソコン及びプロジェクターの使用を許可するが、パソコンは事業者が持参すること。  
なお、プロジェクター、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は企画提案書提出時に申し出ること。
- カ 審査は個別に行い、非公開とする。ただし、プレゼンテーションの内容は、録音する場合がある。
- キ 開始時間、会場等の詳細は、電子メールで連絡する。

#### (6) 審査結果

- 審査の結果は、令和6年8月5日（月）に電子メールにより第二次審査を受けた全事業者に対して、プロポーザル審査結果通知書（第6号様式）により通知する。
- なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。
- また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉権者として決定されなかった参加事業者は、令和6年8月5日（月）から同月13日（火）までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

## 15 審査基準

業務評価の審査基準は表2のとおりとする。また、価格評価の審査基準は表3のとおりとする。

【表2】業務評価の審査基準

項番	評価項目	評価視点	評価基準	配点
1	事業目的の理解度	イベントの意義、目的を明確に捉え、業務に対する考え方が明確に示されているか。	特に優れている	10
			優れている	7
			普通である	5
			やや劣っている	3
			劣っている	1
2	実施体制及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務と類似の案件を受託した実績があるなど、業務を遂行するに当たり、十分な知見を有するか。</li> <li>・業務遂行に可能な人員が確保され、本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。</li> </ul>	特に優れている	20
			優れている	15
			普通である	10
			やや劣っている	5
			劣っている	1
3	企画提案（種目を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントの内容（種目を含む。）が他市等の事例や業務実績を踏まえた中で、集客力が見込め、参加者のARスポーツに対する理解を深め、興味・関心を高める内容であり、効果的な提案内容となっているか。</li> <li>・内容に具体性があり、実現可能な提案となっているか。</li> </ul>	特に優れている	20
			優れている	15
			普通である	10
			やや劣っている	5
			劣っている	1
4	イベントの運営方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント当日の運営・進行について、参加者の興味を引き会場全体が盛り上がるような魅力的な内容となっているか。</li> <li>・イベント当日の参加者の安全が確保され、無理のない運営方法、進行内容となっているか。</li> </ul>	特に優れている	20
			優れている	15
			普通である	10
			やや劣っている	5
			劣っている	1
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の内容に沿った提案となっているか。</li> <li>・提案者の強みを生かした工夫（獨創性）がみられるか。</li> </ul>	特に優れている	15
			優れている	12
			普通である	9
			やや劣っている	3
			劣っている	1

【表3】 価格評価の審査基準

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	3
見積限度額の90%以上100%未満	6
見積限度額の80%以上90%未満	9
見積限度額の70%以上80%未満	12
見積限度額の70%未満	15

## 16 契約の交渉及び締結

### (1) 通則

契約に際しては、優先契約交渉権者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されていない場合又は協議が調わなかった場合は、次点の提案事業者との協議に移るものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は、優先契約交渉権者から提出された見積額を超えない額とする。

### (3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

## 17 情報公開及び提供

### (1) 情報公開の内容

#### ア 優先契約交渉権者決定前

実施要領、仕様書及び令和6年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業いきいきわくわくスポーツ教室事業委託プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

#### イ 優先契約交渉権者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された優先契約交渉権者及び審査結果（決定された優先契約交渉権者以外は匿名とする。）

### (2) 提供方法

市ホームページ

## 18 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 当市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した提案事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提案事業者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(5) 提出書類の内容について不明な点がある場合は、質問することができる。

(6) 当市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるもの

とする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先契約交渉権者決定前において、決定に影響を与えるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

## 19 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプロポーザル及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

## 20 その他

- (1) 書類の作成、会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛てに提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉権者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

## 21 事務局（問合せ・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市教育委員会 教育部スポーツ振興課スポーツ振興係 担当：木村 山本

電話：042-565-1111（内線654）

FAX：042-566-2619

Email：sports-toshisengen@city.musashimurayama.lg.jp